2022.3.1 スタート

まちなかにおける

のぼり旗の掲出基準ができました。

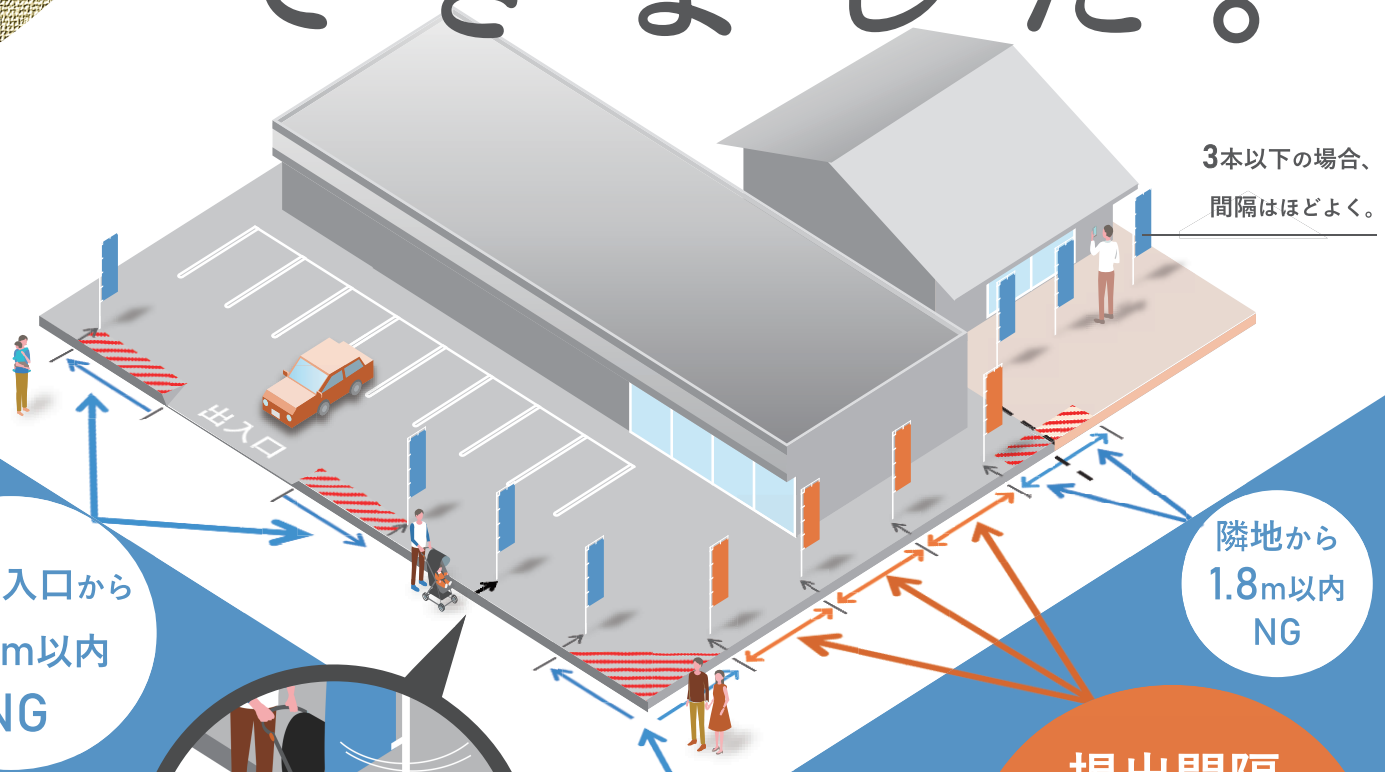

車の出入口から
3.6m以内
NG

隣地から
1.8m以内
NG

交差点に
面した角から
3.6m以内
（隅切り含む）
NG

**掲出間隔
3.6m以上
離します。**

のぼり旗は、製作や掲出が手軽にできる簡易な広告物であり、**一時的な掲出**が原則です。
掲出する際は、**道路など敷地外にはみ出さない**よう設置し、公衆に対する危害を防止するため、**安全面の注意**を怠らないことはもちろんですが、さらに**良好な景観への配慮**が必要です。
金沢市では、市民も来街者も心地よいまちを目指すため、のぼり旗の掲出基準を作成しました。

金　沢　市

まちなかにおける のぼり旗の掲出基準

安全確保のための基準

❶ 設置してはいけない場所

・道路沿いでは、通行者等の安全のため、次の範囲にのぼり旗を掲出しないこと。
（1）**車の出入口の端から３.６ｍ以内**
（2）交差点に面する**敷地の角から３.６ｍ以内（隅切りを含める）**
（3）**隣地境界から１.８ｍ以内**
・敷地内においては、通行者等の視野を妨げないよう、安全な場所に掲出すること。

❷ 設置や管理に関する注意

・強風等によって飛散したり傾倒したりしないよう、**しっかり固定**するとともに、**地面に垂直に設置**すること。
・屋根や庇の上に設置したり、支柱を長くする等、**高い場所に設置しない**こと。
・悪天候時や閉店後は必ず片付けることとし、**放置しない**こと。

良好な景観のための基準

❸ 節度ある掲出間隔

・のぼり旗を掲出する場合、**３.６ｍ以上の間隔**を空けること。
ただし、掲出本数が**３本以下**の場合はこの限りではない。

❹ 種類（色彩、形状、情報）の整理

・のぼり旗の種類（色彩、形状、情報）が増えすぎないよう注意するとともに、複数の種類を掲出する場合には、より一層景観に配慮すること。

掲出の前提となる条件

- 道路（歩道、車道とも）や隣地に、支柱や**旗をはみ出させない**こと。
- のぼり旗の表示面積は２㎡以内とする。
- 著しく破損したり、老朽化したもの又は、汚染、たい色したものを掲出しないこと。

令和４年３月１日より運用開始

対象区域：まちなか区域（旧城下町区域）

金沢市 都市整備局 景観政策課
〒920-8577 金沢市広坂１丁目１番１号
TEL：076-220-2364／FAX：076-224-5046
Mail：keikan@city.kanazawa.lg.jp